

青森県報

第三千百六十号

平成二十一年
十一月十一日
(水曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……… (健康福祉課) …… 一

右 同 …… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 …… (同) …… 二

右 同 …… (同) …… 二

右 同 …… (同) …… 二

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出 …… (出納課) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 …… (県民生活文化課) …… 三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告 …… (同) …… 四

平成二十一年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札 …… (医療業務課) …… 四

争議行為の通知の公表 …… (労政・能力開発課) …… 五

建設業者の許可の取消し …… (中南地域) …… 五

右 同 …… (同) …… 六

右 同 …… (同) …… 六

右 同 …… (上北地域) …… 六

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部

訂正 …… (事務局) …… 六

監査委員

監査結果(青森県道路公社ほか一箇所) …… (事務局) …… 七

告 示

示

青森県告示第七百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		年月日	
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
"	財団法人 シルバー ボランティア 協会	訪問リハ ビリティ センター	院 シルバ ー病	八戸市大字河原 の四四四	平成 二一 ・一 一
"	〇 の四四四	居宅療養 管理指導	"	八戸市大字河原 の四四四	
"	〇 の四四四	"	"	八戸市大字河原 の四四四	
"	"	"	"	八戸市大字河原 の四四四	

青森県告示第七百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	財団法人シハシリバリーション協会	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	年 月 日 止
	〇木戸市大字河原一〇の四四四					
〃	〃	〃	介護予防施設	〃	〃	〃
〃	〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃
〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃

青森県告示第七百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	財団法人シハシリバリーション協会	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	年 月 日 止
	〇木戸市大字河原一〇の四四四					
〃	〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃
〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃

青森県告示第七百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	財団法人シハシリバリーション協会	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	年 月 日 止
	〇木戸市大字河原一〇の四四四					
〃	〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃
〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃

昌会 医療法人謙 昌会	八戸市大字大久 保字大山三一の 二	〃	〃	〃	〃
訪問看護 予防 センター シヨ ン	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと
訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと
訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと
訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと	訪問看護 予防 センター あいの さと

青森県告示第七百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
合同会社居宅介護支援事業所さわやか	八戸市大字妙字東八の一七	合同会社居宅介護支援事業所さわやか	八戸市大字妙字東八の一七	平成三〇・九・一

青森県告示第七百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
合同会社居宅介護支援事業所さわやか	八戸市大字妙字東八の一七	合同会社居宅介護支援事業所さわやか	八戸市大字妙字東八の一七	平成三〇・二・一

青森県告示第七百二十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年十月二十九日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
青森市妙見三丁目九八の七
有限会社力ネマス西尾酒店

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年十月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOもつたない弘前

三 代表者の氏名

三上 道子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字桔梗野二丁目一三の二

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市とその周辺地域住民に対して、リサイクルに関する事業を行い、持続可能な循環型社会の実現とリサイクル活動等を通じて地域に生きる生活者が互いに支えあう社会を目指すことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年十月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森福祉住環境生活サポートネット

三 代表者の氏名

成田 敏隆

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字丸山一八三の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県を基盤として高齢者や障害者に対して住みやすい住環境と暮らしや将来の不安解消について体系的に提案し、各種の専門職と連携をとりながら適切な支援活動を行い、安心して暮らせる環境をつくることにより、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
平成二十一年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務委託

1 業務名 平成二十一年度ホールボディカウンタ等保守点検業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成二十二年三月二十六日

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 保守点検対象機器の製造メーカーであること又は製造メーカーの代理店であることを証明した者であること。

3 保守点検業務の実施方法について証明した者であること。

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、二に定める資格を有することについて証明書を作成し、平成二十一年十二月二日までに青森県健康福祉部医療業務課長に提出しなければならない。

なお、証明書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 提出部数 一部

3 1の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

電話 〇一七 七三四 九二八九

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

2 日時 平成二十一年十二月四日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第五百五十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、証明書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本

公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に

基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令

（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療等労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成二十一年十一月十三日午前零時以降受結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一

部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をは

じめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 クリエイトテクノ株式会社

二 代表者の氏名 町田 八重子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中別所字向野一八九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七六四三号

五 取消年月日 平成二十一年十月七日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 富山建設

二 氏名 山口 佐之

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字袋字富山四九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一六九六八号

五 取消年月日 平成二十一年十月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年八月三十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 沼山建業

二 氏名 沼山 義光

三 主たる営業所の所在地 三沢市堀口二丁目一七の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八六六号

五 取消年月日 平成二十一年十月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十一年九月三十日青森県選挙管理委員会告示第七十四号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十一年十一月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

森県第四選挙区支部の項中

政治団体の収支報告書の要旨の平成20年分(1)政党の支部のア統括表の自由民主党青

57,381,754	57,381,754
19,075,699	19,075,699
38,306,055	38,306,055
50,342,483	50,342,483
を	に、
130,000	130,000
22,150,000	20,050,000
22,280,000	20,180,000
22,280,000	20,180,000
16,000,000	18,100,000
26,055	26,055

政治団体の収支報告書の提出の平成20年分(一)政党の収支報告書の内訳の自由民主党青森県選挙区支部の要旨

政治団体	自由民主党青森県支部連合会	100,000	青森市
	あすなる21懇話会	20,000,000	東京都
	自由民主党本部	2,000,000	東京都

政治団体	あすなる21懇話会	20,000,000	東京都
------	-----------	------------	-----

政治団体の収支報告書の提出の平成20年分(一)政党の収支報告書の内訳の自由民主党青森県選挙区支部の要旨

政治団体	自由民主党本部	16,000,000	青森市
------	---------	------------	-----

政治団体	自由民主党本部	18,000,000	青森市
	自由民主党青森県支部連合会	100,000	青森市

監 査 結 果

監 査 結 果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により平成21年10月21日に青森県道路公社ほか1箇所を監査したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月11日

青森県監査委員 泉 山 哲 章

同 元 木 篤 子
同 相 川 正 光
同 三 橋 一 三

監査箇所名 青森県道路公社
 監査年月日 平成21年10月21日
 監査を実施した監査委員 泉山哲章 三橋一三
 監査事項 県の出資に係る出納その他の事務の執行状況
 監査結果 適正に処理されている。

適正に処理されている。

監査箇所名 財団法人青森県建設技術センター

監査年月日 平成21年10月21日

監査を実施した監査委員 泉山哲章 三橋一三

監査事項

1 県の出資に係る出納その他の事務の執行状況

2 平成20年度における公の施設（岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道及びび十和田湖特定環境保全公共下水道）の管理に係る出納その他の事務の執行状況

田湖特定環境保全公共下水道）の管理に係る出納その他の事務の執行状況

監査結果

【注意事項】

費用1件

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭